

南相馬市総合計画審議会委員の公募要領

市では、市の行政運営の総合的かつ長期的な指針となる「南相馬市第三次総合計画」を審議する南相馬市総合計画審議会委員の公募要領を、次のとおり定める。

1 公募する委員

南相馬市附属機関設置条例第2条に基づく南相馬市総合計画審議会の委員

2 公募する委員の人数

2人（移住者枠：1名、一般公募枠：1名）

3 委員の任期

委嘱の日から2年間

4 公募の方法

- (1) 広報みなみそうま8月1日号及びホームページに募集記事を掲載し募集する。
- (2) 公募期間は、令和8年8月24日（月）までとする。

5 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在において18歳以上の市民
(市内に通勤、通学する方または市内に事務所、事業所を有する方を含む。)
- (2) 南相馬市議会議員、南相馬市職員でない方
- (3) 移住者枠については、市外出身で1年以上本市に居住している方
- (4) 平日日中の会議に出席できる方

6 応募用紙の配布

応募用紙は、企画課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードする。

7 応募方法

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、『南相馬市のこれからのまちづくりに必要なこと』をテーマとする作文を添えて、「企画課」に提出する。
- (2) 作文は、400字程度にまとめたものとする。
(所定の原稿用紙又は任意様式の用紙を使用すること。)
- (3) 応募用紙の提出は、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法によるものとする。
(持参の場合は、平日8時30分～17時15分まで)
- (4) 応募期限は、令和8年8月24日（月）17時まで（必着）

8 公募委員の選考

- (1) 応募者数が募集定員（2人）以下の場合は、応募要件等を審査した上で応募のあった者を委員とする。
- (2) 応募者数が募集定員（2人）を上回った場合は、作文を審査し、適任者を選考する。
- (3) 公募委員選考委員会は、次のメンバーにより構成する。

復興企画部長（委員長）、企画課長、くらし安全課長（兼原町区地域振興課長）、小高区地域振興課長、鹿島区地域振興課長

9 委員の報酬・費用弁償

報酬：6,500円/日、費用弁償：1,500円/日
（1回2時間、年3回程度開催）

10 その他

- （1）公募委員に選ばれた方であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合、公募委員の資格を失うものとする。
- （2）本審議会の公募委員になられた方は、他の附属機関等で公募委員を設ける場合、応募できない場合がある。
- （3）選考の結果、公募委員として委嘱されることとなった方については、市ホームページなどで氏名を公表する場合があるため、あらかじめ了承の上申し込むこと。

11 応募先・問合せ

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所復興企画部企画課企画係
TEL 24-5358 FAX 23-2511
e-mail kikaku@city.minamisoma.lg.jp